

第104号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算(第3号)

| (予算書ページ) | (予算科目)           | (事業名)             | (資料ページ) |
|----------|------------------|-------------------|---------|
| 22 ~ 23  | [ 2 款 1 項 24 目 ] | 国・県支出金等返還金 農業費返還金 | … 1     |

水産農林部  
令和元年9月



| 予 算 説 明 書 |          |            |          |     | 事 業 名                | 補 正 額       |
|-----------|----------|------------|----------|-----|----------------------|-------------|
| ページ       | 款        | 項          | 目        | 番号  |                      |             |
| 22～23     | 2<br>総務費 | 1<br>総務管理費 | 24<br>諸費 | 1-1 | 国・県支出金等返還金<br>農業費返還金 | 千円<br>1,092 |

### 1 概 要

平成 17 年 11 月に、長崎西彼農業協同組合が長崎県及び長崎市の補助を活用して農産物直売所である「ふれあい市日見店」を開設していたが、近接地にある同農協の「ふれあい市東長崎店」の建替えに伴い統合されたことから、当該直売所は、平成 30 年 7 月に閉店したところである。

しかしながら、当該施設は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数基準(22年)に達していないため、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)の財産処分の規定に基づき、未使用期間に相当する補助金を返還する必要があることから、長崎西彼農業協同組合から長崎市に返還される補助金のうち、長崎県分の補助金を返還するもの。

### 2 返還内容

補助金名：ながさき「食と農」支援事業（平成 17 年度）

返 還 先：長崎県

返 還 額：1,091,780 円

農産物直売所建設工事に係る経費（7,790,000 円）の残存年数納付金額を返還

農産物直売所建設時の補助率：2/3（県 1/3、市 1/3）

$$7,790,000 \text{ 円} \times 1/3 = 2,596,666 \text{ 円}$$

$$2,596,666 \text{ 円} \times 9 \text{ 年 } 3 \text{ ヶ月 (111 月)} / 22 \text{ 年 (264 月)} = 1,091,780$$

開設年月日：平成 17 年 11 月 26 日

閉店年月日：平成 30 年 7 月 31 日

経過年数：12 年 9 ヶ月経過

残存年数：9 年 3 ヶ月



### 3 財源内訳

| 事業費         | 財 源 内 訳 |         |         |             |         |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|
|             | 国庫支出金   | 県支出金    | 地方債     | その他※        | 一般財源    |
| 千円<br>1,092 | 千円<br>- | 千円<br>- | 千円<br>- | 千円<br>1,092 | 千円<br>- |

※返還金